

エレベーター設備保守管理業務仕様

兵庫県立伊丹北高等学校

- ・委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
委託期間については、その終了の日までに、県立伊丹北高等学校より何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和13年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。
- ・委託料 月額
- ・当該昇降機
機台用積定速停止その他 種数用途載員度箇所他
シンドラ製 P-11-CO-60 (平成11年3月設置)
1基
乗用エレベーター (ロープ式)
750kg
11名
45m/min
1・2・3・4階
地震時管制運転 (S波)
停電時自動着床装置
音声合成アナウンス装置
車椅子仕様
- ・保守内容 フルメンテナンス
- ・点検作業項目

機械室関係	機械室内手元開閉器二次以降のエレベーター用機器、制御盤、モーター・ブレーキ・巻上機・調速機・油圧ユニット・ポンプ・バルブ・配管、配線等
昇降路内関係	ガイドレール・そらせ車・着床装置・各スイッチ類・かご廻り関係・非常止め装置・シリンダー・配管・配線等
各階出入口関係	出入口扉・ドアインターロック・ドアスイッチ・インジケーター・押しボタン等
かご内関係	照明・インジケーター・操作盤・押しボタン
ピット関係	調速機ロープテンション・移動ケーブル・緩衝器・漏水確認等
その他	外部連絡装置・付加装置の確認

- ・法令に基づく検査 建築基準法 (第12条) に基づく定期検査と報告、その他法令に基づく性能検査の立ち会いまたは施工を行うこと。
- ・定期点検 月1度、点検及び維持管理を行うこと。
- ・修理工事部品取替 定期点検等で、摩耗・破損した箇所があれば直ちに部品取替もしくは修理を行うこと。部品については、メーカー純正品を使用すること。部品取替の範囲については、別紙「修理明細」のとおり。